

寒川町認可地縁団体印鑑条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第13号

寒川町認可地縁団体印鑑条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町認可地縁団体印鑑条例（令和7年寒川町条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録申請書)

第2条 条例第4条の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）により行うものとする。

2 登録申請書の代表者等の氏名の欄に押す印鑑は、当該代表者等を住民基本台帳に記録している市町村において登録をしている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

3 登録申請書には、個人印鑑に係る印鑑登録証明書（発行の日から30日以内のものに限る。）を添付しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録原票)

第3条 条例第6条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票は、第2号様式とする。

(認可地縁団体印鑑登録廃止届)

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、認可地縁団体印鑑登録廃止届（第3号様式）により行うものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(認可地縁団体印鑑登録抹消通知書)

第5条 条例第10条第1項の規定による通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（第4号様式）により行うものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書)

第6条 条例第11条第1項の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

（印鑑登録証明書）

第7条 条例第12条に規定する印鑑登録証明書は、第6号様式とする。

（委任書面への押印）

第8条 条例第13条第2項に規定する代表者等の委任の旨を証する書面には、個人印鑑を押印しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日			
(宛先) 寒川町長			
申請者			
☐ 本 人 住所			
☐ 代理人 氏名			
次のとおり申請します。			
登録を受けようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名	⑩	代表者等の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
事務処理欄			

第2号様式（第3条関係）

認可地縁団体印鑑登録原票

登録番号			
印影	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名		代表者等の の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
登録年月日	年 月 日		
認可地縁団体の認可年月日	年 月 日		
備考			

認可地縁団体印鑑登録廃止届

				年	月	日
(宛先) 寒川町長						
申請者						
☐ 本人 住所						
☐ 代理人 氏名						
次のとおり届け出ます。						
廃止しようとする認可地縁団体印鑑		認可地縁団体の名称				
		認可地縁団体の主たる事務所の所在地				
代表者等の資格						
代表者等の氏名		⑩		代表者等の の 生年月日	年 月 日	
代表者等の住所						
事務処理欄						

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

年 月 日

様

寒川町長

寒川町認可地縁団体印鑑条例第6条の規定に基づき 年 月 日
に登録した印鑑を、同条例第10条第1項第 号の規定に基づき 年
月 日に抹消しました。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日			
（宛先）寒川町長 申請者 ☐ 本 人 住 所 ☐ 代理人 氏 名			
次のとおり申請します。			
登録を受けて いる認可地縁 団 体 印 鑑	認 可 地 縁 団 体 の 名 称		
	認可地縁団体 の主たる事務 所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名	⑩	代表者等 の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
必 要 な 枚 数			
事務処理欄			

第 6 号様式（第 7 条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名		代表者等の の 生年月日	年 月 日

本書は、認可地縁団体印鑑登録原票の写しであることを証明します。

年 月 日

寒川町長

